北上市営工事における中間前金払制度取扱要領

第１条　趣旨

中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の４以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の２以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大10分の６まで受け取ることができる制度である。

この要領は、中間前金払に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

第２条　中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事のうち、工事１件の請負代金額が200万円以上の工事について、次の要件の全てに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

なお、債務負担行為又は継続費を設定し工期が２年度にわたる工事については、年度毎の部分払が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年度の支払限度額を対象に支出できるものとする。

(1)　工期の２分の１を経過していること。

(2)　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。（出来高が50％以上であること。）

(4)　当初の前払金が支出済であること。

第３条　債務負担行為又は継続費に係る特例

第２条に掲げる対象工事について、債務負担行為又は継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の工事を対象とするものであること。この場合においては、「工期の２分の１」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間の２分の１」と、「請負代金の額の２分の１」とあるのは「当該会計年度の支払限度額の２分の１」と、「当該工事」とあるのは「当該年度の工事」と、「当初の前払金」は「当該年度における当初の前払金」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が200万円以上で、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

第４条　中間前金払の割合

請負代金額の10分の２以内の額とする。ただし、当初支出した前払金の額と合計して請負代金額の10分の６を超えないものとする。

第５条　中間前金払に係る認定

(1)　発注者は、受注者から中間前金払認定請求書が提出されたときは、第２条第１項第１号から第４号までに掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。なお中間前金払認定請求書には、工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第11条に基づく工事履行報告書を添付させるものとする。

(2)　発注者は、前号の認定にあたりその進捗額を認定しようとするときは、別記第11条に基づく工事履行報告書により行うものとする。ただし、出来高の数値に疑義がある場合に限り、発注者は根拠資料の提示等を求めることができる。

(3)　発注者は、前２号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書を２部作成し、１部を受注者に交付し、他の１部を保管するものとする。

第６条　中間前金払の支払の請求

受注者が中間前金払の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証事業会社の保証証券を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

附則

この要領は、令和８年10月１日以降に公告する工事案件から適用する。